(ハ)　実施する期間
平成24年６月29日から平成26年４月13日まで。
(ニ)　適用区間
道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。
(ホ)　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

(4)　東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法
対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、(2)①イ(ハ)イ）Ａに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の１キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を１回の利用としたうえで、また(2)②ネについて、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を１回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

別表４を次のとおり改める。

別表４

道央自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間(A)	(B)				（単位：円）
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
登別室蘭から登別東まで	339.806	—	—	—	—
白老から苫小牧西まで	436.894	—	—	—	—
苫小牧東から千歳まで	—	—	485.437	—	—
千歳から恵庭まで	291.263	339.806	—	—	—
北広島から札幌南まで	—	242.719	242.719	291.263	436.894
札幌から江別西まで	242.719	291.263	291.263	—	—
江別東から岩見沢まで	436.894	—	—	—	—
三笠から美唄まで	339.806	—	—	—	—
美唄から奈井江砂川まで	—	485.437	485.437	—	—
滝川から深川まで	485.437	—	—	—	—

札樽自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間(A)	(B)				（単位：円）
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
小樽から朝里まで	—	—	—	242.719	—

東北自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間(A)	(B)				（単位：円）
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから岩槻まで	—	436.894	485.437	—	—
浦和から岩槻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
岩槻から久喜まで	485.437	—	619.048	—	—
久喜から羽生まで	436.894	—	—	—	—
加須から館林まで	—	436.894	485.437	—	—
羽生から館林まで	—	291.263	—	—	—
羽生から佐野藤岡まで	436.894	—	—	—	—
館林から佐野藤岡まで	291.263	339.806	—	—	—
鹿沼から宇都宮まで	339.806	436.894	436.894	—	—
矢吹から須賀川まで	—	—	485.437	—	—
須賀川から郡山まで	485.437	—	—	—	—
郡山南から郡山まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
郡山南から本宮まで	436.894	—	—	—	—
郡山から本宮まで	242.719	291.263	291.263	—	—
福島飯坂から国見まで	339.806	—	—	—	—
白石から村田まで	—	436.894	485.437	—	—
仙台南から仙台宮城まで	—	—	291.263	339.806	—
仙台宮城から泉まで	—	485.437	485.437	—	—
泉から大和まで	339.806	—	—	—	—
大和から古川まで	485.437	—	—	—	—
一関から平泉前沢まで	339.806	436.894	436.894	—	—
水沢から北上金ヶ崎まで	—	339.806	388.350	485.437	—
水沢から北上江釣子まで	436.894	—	—	—	—
北上金ヶ崎から北上江釣子まで	—	291.263	—	—	—
花巻南から花巻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
紫波から盛岡南まで	339.806	—	—	—	—
紫波から盛岡まで	485.437	—	—	—	—
鹿角八幡平から十和田まで	—	—	485.437	—	—